

健康診断は、事業所の義務です。

事業所の規模に関係無く、人を雇い入れる際には、医師による健康診断(以下、健診)を受診させなければなりません。ただし、3ヶ月以内に医師による健診を受けており、その旨を書面で提出した場合には、受診した項目についての健診は省略出来ます。

採用後についても毎年1回(深夜業等は6ヶ月に1回)、医師による定期健診を行わなければなりません。1ヶ月以上雇用見込があり、1週間あたりの労働時間が正社員の4分の3以上(実際は2分の1以上が望ましい)のパート・アルバイトの方も同様です。

健診費用は事業所の負担です。健診を従業員任せにすると「仕事が忙しい」「病院が嫌い」などの理由で受診しない人もいます。そのため、①業務・シフト調整をする②自宅・職場近くの行きやすい病院で受診させる(健診結果は事業所に提出)③有給・半休等を利用させるなど、受診しやすい環境を整えることが大事です。

法律により事業所は健診個人票を作成し、記録の保存(5年間)が義務付けられています。(労働者が常時50人以上の事業所は、健診結果報告書を遅延なく所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません)しかし、人によっては健診結果を事業所に見せたくない(保存させたくない)と言う人もいます。

健診は自分自身の健康状態を知ることはもちろんですが、事業所にとっても従業員の健康を管理し、健康的かつ安全に働いてもらうために必要なことです。結果によっては医師等の意見を勘案し、配置転換や業務時間の短縮など適切な措置を講じなければなりません。健診結果は個人情報なので、取扱いは厳格に行い、安全管理等の対策が必要不可欠です。詳細は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。